

# 八王子市ものづくり懇談会実施要綱

## 第1条（趣旨）

この要綱は、本市の経済を支える基幹産業である製造業等（以下ものづくり産業という）の振興のために、市長とものづくり産業の経営者が地域産業の現状について意見や情報の交換を行う会（ものづくり懇談会）の実施について必要なことを定めるものとする。

## 第2条（用語の定義）

この要綱において「ものづくり産業」とは製造業、情報通信産業をいう。

## 第3条（参加者）

この懇談会の参加者は、ものづくり産業の経営者等、これまでの経験等に基づく参考意見を聴取することのできる者数名とし、懇談会を実施する際、別途決裁の上決定する。

## 第4条（謝金）

参加者への謝金は一回につき5,000円とする。

## 第5条（実施）

この懇談会は八王子市長が主催し、必要に応じて実施する。

## 第6条（事務局）

この懇談会の事務局は八王子市産業振興部企業支援課に置く。

## 第7条（補則）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。